

【NOMA行政管理講座(大阪)開催のご案内】

住民監査請求と住民訴訟の基礎実務

～平成29年度地方自治法改正対応自治体職員個人の賠償責任と内部統制についても解説～

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本会事業には、平素より格別のご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、地方分権改革の進展に伴い地方公共団体の自己決定権が拡大する中で、地方公共団体における事務処理の適法、適正さがさらに強く求められるようになっていきます。住民訴訟においては、違法な公金支出等に関して自治体の長や職員が個人として賠償責任問われることもあります。最高裁判決でも指摘されているように、地方公共団体の長や職員が個人として弁済能力を超えた過大で過酷な負担を負う場合があります。こうした問題も踏まえて、地方自治体の長や職員の損害賠償責任の見直し等を内容とする地方自治法が行われました。

本講座では、地方自治法の改正はもちろん、住民監査請求、住民訴訟制度について基礎から具体的な判例まで幅広く理解を図ります。住民監査請求、住民訴訟において個人責任を十分に理解することは、事務処理の主体である地方公共団体自らが、事務処理上のリスクを評価、コントロールし、事務の適正な執行を確保する体制を構築することにも繋がります。

時節柄公務ご多忙の折とは存じますが、この機会にぜひ関係者の方々多数のご参加をおすすめ申し上げます。

敬 具

記

日 時： 2019年12月12日(木) 13:30～16:30
12月13日(金) 10:00～16:00

会 場： 本会専用教室 (大阪市西区鞆本町1-8-4)
大阪科学技術センタービル内)

講 師： 名古屋学院大学法学部 教授 松村 享氏

参加料： (負担金)

	本会会員(1名)	一般(1名)
参加料	29,000円	32,000円

※参加料には、別途消費税がかかります。

※銀行振込の手数料は貴団体にてご負担ください。

申込方法： 裏面の参加申込書に必要事項をご記入のうえ、郵送またはファクシミリ送信にて、下記へお申込みください。折り返し参加券と振込銀行・口座名を記載した請求書を連絡ご担当者宛にお送り致します。(参加申込は参加券の発送にて確認させていただきます。不着の場合は必ず前日までに電話でご確認ください。)

なお、参加料は開催日までにご納入賜りますようお願い致します。

・電話予約も受付可です。(この場合では後から申込書をご送付ください。)

・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきますのでご了承ください。

・参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

・お納めいただいた参加料は、原則として返却いたしかねますので、参加申込の方がご都合の悪い場合は、代理の方にご出席いただきますようお願い致します。

キャンセル： 開催日の3営業日前～前日のキャンセルは受講料30%、開催当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡なくご欠席の場合でも、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

ご 宿 泊： ご参考までに会場周辺のホテルを下記のとおりご案内申し上げますので、必要な場合は直接ホテルへお早めにお申込(予約)ください。(※本会では宿泊手配(予約)はいたしておりません。)*※宿泊料は変更になる場合がございます。

ホテル名	宿泊料(シングル)	交通	ホテル電話
リーガプレイス肥後橋	9,000円(税・サ込)日本経営協会優待料金	会場より徒歩10分	06-6447-1122
ハートンホテル西梅田	8,500円(税・サ込)日本経営協会優待料金	JR大阪駅より徒歩5分	06-6342-1111

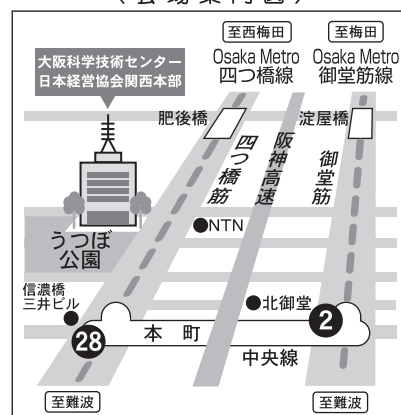
お申込み
お問合せ先： 一般社団法人 日本経営協会 関西本部 企画研修グループ (担当：原)

〒550-0004 大阪市西区鞆本町1-8-4 大阪科学技術センタービル5階

TEL 06(6443)6962(直通) FAX 06(6441)4319 URL <https://www.noma.or.jp>

(※お問合せは、月～金曜日の9:15～17:15にお願い致します)

〈会場案内図〉



- 大阪方面よりお越しの場合
- ▶ 四つ橋線「本町」駅下車(28号出口)北へ徒歩5分
- 新大阪方面よりお越しの場合
- ▶ 御堂筋線「本町」駅下車(2号出口)西へ徒歩8分
- なんば方面よりお越しの場合
- ▶ 四つ橋線「本町」駅下車(28号出口)北へ徒歩5分
- ▶ 御堂筋線「本町」駅下車(2号出口)西へ徒歩8分

▶ プログラム ◀

1. はじめに

～地方公共団体における内部統制～

- (1) 拡大する傾向にある地方公共団体における
事務処理リスク
- (2) 企業における内部統制の取組みの進展
- (3) 地方公共団体における内部統制制度の導入の
必要性
- (4) 地方自治法の改正内容
- (5) 先進地方公共団体の取組

③地方財政法

④寄付又は補助

⑤職員の給与

⑥土地開発公社

⑦怠る事実

⑧議会の議決

⑨権利放棄の議決

(5) 地方公共団体職員のための住民訴訟対策

(6) 住民訴訟制度の課題と法改正

2. 住民監査請求

- (1) 制度の概要
- (2) 住民監査請求の対象となる団体
- (3) 請求先
- (4) 請求権者
- (5) 対象となる職員
- (6) 監査請求の対象と内容
- (7) 住民監査請求の要件と手続き
 - ①要件審査
 - ②審理手続
 - ③監査の実施
 - ④個別外部監査による監査請求
 - ⑤勧告を受けた執行機関等の措置
 - ⑥監査結果に対する賠償請求

4. 国家賠償法と職員の個人責任

- (1) 地方公共団体からの求償
- (2) 被害者からの直接請求

5. 会計職員等の賠償責任

- (1) 現金、物品等の亡失、損傷による責任
- (2) 支出命令、支出・支払関係職員の責任
- (3) 契約履行の監督・検査職員の責任

3. 住民訴訟

- (1) 制度の概要
- (2) 住民訴訟の類型
- (3) 4号請求固有の問題
- (4) 地方公共団体職員にとって重要な判例
 - ①政教分離
 - ②契約

講師紹介

名古屋学院大学法学部 教授

松 村 享 (まつむら すすむ) 氏

1984年同志社大学法学部法律学科卒業後、三重県四日市市
入庁。総務部次長兼総務課長、総務部理事、会計管理者を
経て、2018年4月より現職。
同志社大学法科大学院講師、日本公法学会会員、日本地方
自治学会会員。
著書に『自治体職員のための情報公開事務ハンドブック』（第
一法規）、『地方公務員のための法律入門』（ナカニシヤ出版）、
『自治体職員のための契約事務ハンドブック』（第一法規）、
『自治体職員のための政策法務入門2 市民課の巻』（第一法
規）など。

(※本講座の「出張講座」も承っておりますので、お問合せください。)

(3.5)

FAX(06)6441-4319 一般社団法人 日本経営協会・関西本部(原)宛(この面をそのままFAXして下さい。)

NOMA 「住民監査請求と住民訴訟の基礎実務」参加申込書(3784)				2019.12/12～13	
(フリガナ) 役 所 名 (団 体)		TEL	()	・お支払い方法 ☐ 銀行振込 (通信欄) ☐ その他	
		FAX	()		
所 在 地	〒				(該当にレ印をつけてください。) ・参加料 ☐ 会員(1名) 29,000円 (※別途消費税がかかります) ☐ 一般(1名) 32,000円 所 属 _____ フリガナ ご連絡担当者 _____
フリガナ 参 加 者 氏 名		所属部課・役職名		担当経験年数	
				年 カ月	
				年 カ月	
				年 カ月	
今後、E-mailによる行政管理講座のご案内を ご希望の方は、アドレスをご記入ください。 E-mail : _____					

(注)太ワクの中をご記入ください。※印は当協会記入欄です。(経験年数は、現在の部課での担当年数をご記入ください。)

〔※ 参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。〕

① 参加券や請求書の発送などの事務処理 ② セミナー・イベントなど本会事業のご案内(なお、②がご不要の場合は□にチェックしてください。—— □ 不要)